

くらしの広場

2026年
春号

No.374号

品川区消費者センター ☎03-6421-6136 品川区西品川1-28-3 中小企業センター4階

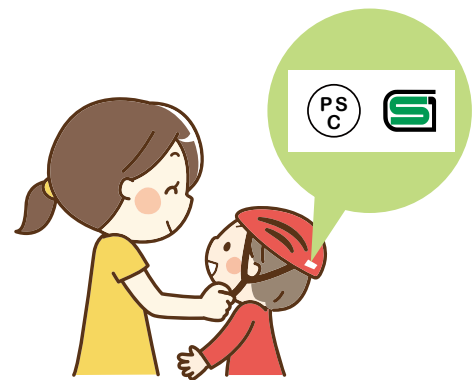


製品安全4法の一部改正で 子供PSCマークが新設されました



製品安全4法とは、身のまわりの製品の事故から消費者を守るための法律で、消費生活用製品安全法と電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の4つを指します。

製品事故の未然防止のために、危害発生のおそれがある製品を指定し、製造・輸入事業者が国が定めた技術基準に適合する事を義務付けて、適合する製品にはPSマークをつけて販売します。



製品安全4法には、マークの表示がない製品を販売してはいけない**事前規制**と、これらの製品で重大事故が発生したことを知った日から10日以内に消費者庁に報告することが義務付けられている**事後規制**があります。

PSマークには円形○の特定製品とリスクの高い製品の特別特定製品のひし形◇があり、◇は自主検査に加えて国に登録した検査機関で技術基準適合性の確認が必要です。

消費生活用製品安全法 (PSCマーク)



電気用品安全法 (PSEマーク)



製品安全 4法

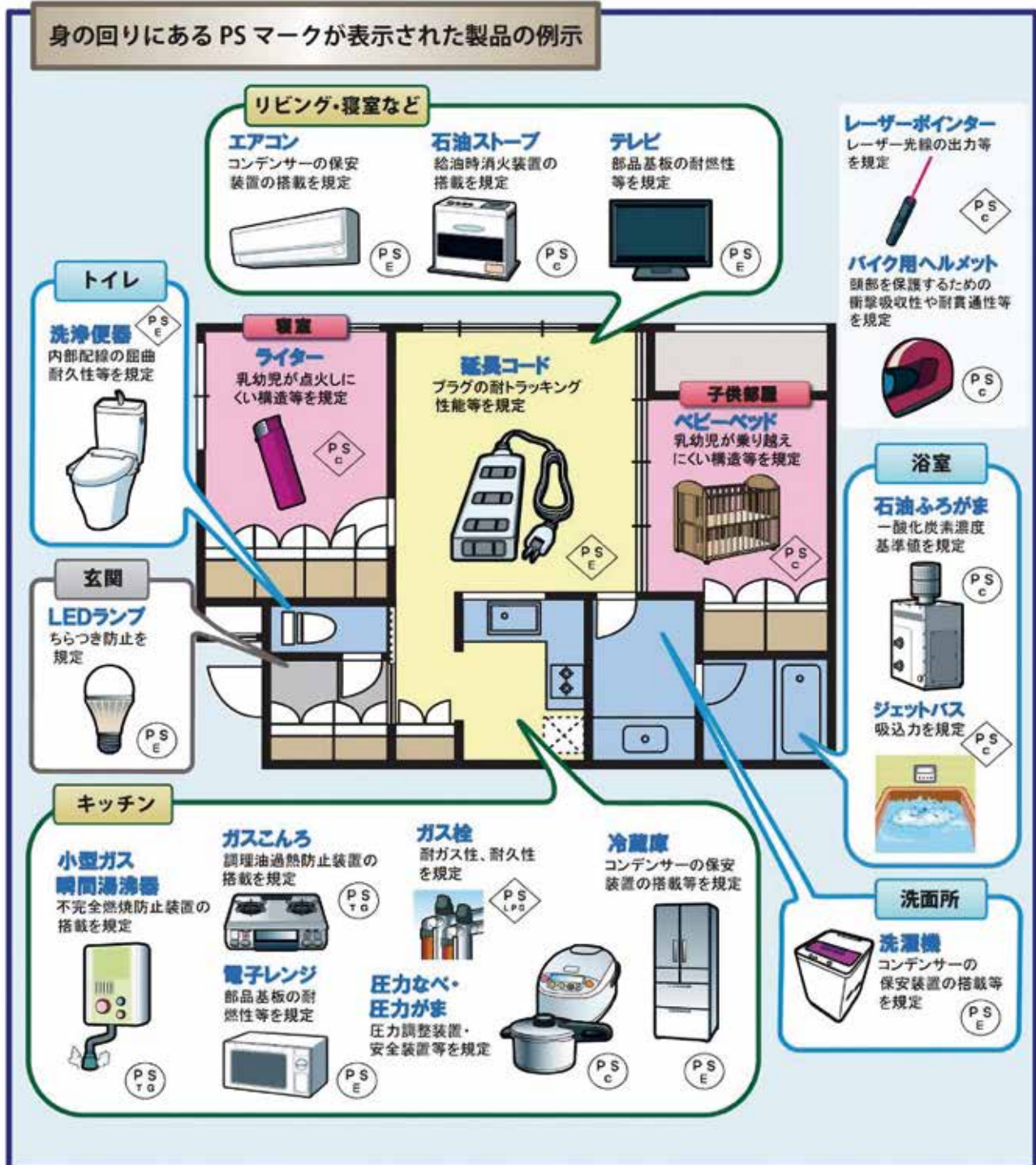
ガス事業法 (PSTGマーク)



液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律 (PSLPGマーク)



ではPSマークはどのような製品についているのでしょうか。以下はPSマークの対象製品の例です。



出典：経済産業省 製品安全ガイド 製品安全への取り組みのリーフレットより

いかがでしょうか。意外と身近な製品についていることが分かりますね。

このような身のまわりの製品は、ネット通販により海外の事業者から直接国内の消費者に届くようになりましたが、モバイルバッテリーの火災等、製品での火災事故等が多く発生しました。このような安全性に問題のある製品で火災等の重大事故等が起きた場合は、製造、輸入事業者は事故の通知が義務付けられており、消費者庁は重大事故に該当する場合は公表を行い、経済産業省は製品評価技術基盤機構（NITE）に原因究明調査を指示します。調査結果は、改めて公表等を行い、再発防止を図っています。しかし、ネット通販の場合は、重大事故通知を行う、法的責任を果たせる業者が国内にいないという問題が生じていました。

このような問題を解決するため、法律が改正され、海外事業者の代理人として、国内での責任者として重大事故等の報告を行う「**国内管理人**」を設置する事になりました。

また、国内消費者に危険が及ぶおそれがあり、必要な措置が講じられることが期待できないときは、取引デジタルプラットフォーム（DPF）提供者に対し、危険防止のため、当該製品の出品削除などの要請措置への協力を求めることができる事になりました。

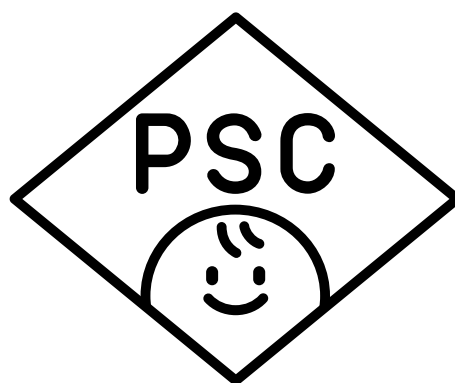
最近では子供の玩具などもネット通販で手にできるようになり、安全性に問題のある玩具等が直接日本の消費者に届く事で、手術が必要になるような重篤な危害が発生した例があります。球形やブロック状の複数の強力な磁石を組み合わせ、色々な形を作る玩具により、磁石を誤飲した磁石が腸壁を挟んでくっつき、腸壁に穴が開いた事故がありました。

また、吸水性の高い、大きく膨らむボールを飲み込んで腸閉塞になった事故もありました。このような命に係わるおそれのある誤飲、窒息事故の9割が3歳未満の乳幼児でした。

欧米等諸外国では、子供用製品には概ね玩具に関する安全規制が導入されていましたが、このような背景から、日本でも事前規制を導入することになり、子供PSマーク（3歳未満向け乳幼児用玩具）が新設され、対象年齢や警告表示が義務付けられました。ベビーベッドは既に特別特定製品に指定されていますが、子供用特定製品にも併せて指定されました。



子供用特定製品かつ**特定製品**
(乳幼児用玩具、3歳未満向け)



子供用特定製品かつ**特別特定製品**
(乳幼児用ベッド)

消費者の心得

- ・ PSマークの指定された製品の購入を検討するときは、基準を満たした製品かどうか、PSマークがついているか、対象年齢に合っているかを確認の上購入しましょう。
- ・ また、使い始めは取扱説明書を読んで、間違った使い方をしないようにしましょう。
- ・ スマートフォンは衝撃を与えたり、熱いところに保管することはやめましょう。（充電は安全な場所であるべく起きている時にしましょう。）
- ・ 航空機や列車内で発火事故が起きた場合は非常に危険です。公共の交通機関を利用する場合はルールを守りましょう。



購入の際はPSマークがついている製品が確認しましょう



スマートフォンの充電は安全な場所で起きている時にしましょう

5月 は「消費者月間」です

今年の
テーマは

「見える情報 見えない仕組み

～ AI 時代の消費者力を高めるために～」

デジタル化の進展に伴い、AI などに使われるアルゴリズムが発展するなど、インターネット上で消費者の選好を踏まえて情報が提供される「仕組み」も変化しており、消費者は商品やサービスに関する情報を容易に入手できるようになりました。今回の月間を通じて、デジタル技術の利活用や情報提供の仕組みに関する基本的な知識を得て、消費者力を高めていきましょう。

消費者月間パネル展を開催します

日時：5月18日(月)～29日(金)

※土曜日除く

午前8時30分～午後5時15分

会場：品川区役所本庁舎・第二庁舎
3階渡り廊下

「くらしの豆知識」差し上げます

「自分は大丈夫」は通用しない！消費者トラブル対策本・2026年版「くらしの豆知識」を差し上げます。

特集は「今こそ身につけたい！お金の基本」です。

家計管理の方法、貯蓄や投資の考え方、保険の基礎知識、怪しい投資話にだまされないポイントなど、消費者として身に着けておきたい金融リテラシーについてわかりやすく解説しています。数に限りがありますので、事前に電話連絡の上、お早めに品川区消費者センターへ。



困ったらひとりで悩まず

品川区消費者センターへ

品川区西品川1-28-3 中小企業センター4階

無用な不安 無意味だな

☎03-6421-6137

月～金曜日 9時～16時(電話・来所)
第4火曜日 19時まで(16時以降電話のみ)
土曜日 12時30分～16時(電話のみ)
年未年始・祝日はお休みです



交通

東急大井町線

「下神明駅」下車 徒歩2分

JR 京浜東北線・りんかい線・東急大井町線

「大井町駅」下車 徒歩15分